

沖縄県子育て総合支援事業（小中学生・広域複合型教室（北部圏域））業務委託に係る
企画提案募集要領

本公募は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じる事業です。そのため、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

次のとおり企画提案者を募集するので公告します。

令和6年2月27日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 事業の目的

県では、子育て総合支援事業において、準要保護世帯等の小中学生を対象とした無料塾を設置しているが、コミュニティが狭いため周囲の目が気になるなどの理由により、無料塾に通うことができない児童生徒がいると考えられる。

また、各町村において、無料塾に類する事業や、こどもの居場所等にて学習支援が行われているものの、教室や居場所の数は十分とは言えない。

これらの状況をふまえ、支援が必要な児童生徒に対して、学習及び居場所機能や体験プログラム等の提供、及び、アウトリーチを含めた支援を広域的に行う機会を設け、子ども達が学ぶ機会の選択肢の幅を広げる支援に取り組むことで、社会的孤立を防ぎ、貧困の連鎖を絶つことを目的とする。

2 委託業務概要

準要保護世帯の子ども等が周辺町村からも通うことができる広域的な教室等を沖縄本島北部圏域内に設置し、学習支援等を行う沖縄県子育て総合支援事業（小中学生・広域複合型教室（北部圏域））を実施する。概要は以下のとおり。

(1) 委託業務名

沖縄県子育て総合支援事業（小中学生・広域複合型教室（北部圏域））業務委託

(2) 支援対象

国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村及び本部町に居住する準要保護世帯等

(3) 委託及び開所期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

支援対象世帯の子どもに学習支援等を実施するにあたり、沖縄本島北部圏域内の適切な場所に教室等を設置すること。

ただし、体験プログラム等の付帯事業を実施する場合は、県と協議の上、設置した教室等以外の場所においても実施できるものとする。

(5) 業務内容

別添「沖縄県子育て総合支援事業（小中学生・広域複合型教室（北部圏域））業務委託に係る企画提案仕様書」「沖縄県子育て総合支援事業実施要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定。以下「実施要綱」という。）」を参照。

(6) 予算額

23,383,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、企画提案公募のために提示した金額であり、実際の契約金額ではない。

※この募集要領は、令和 6 年度事業の委託業務に係る企画提案を募集するものであるが、令和 7 年度及び令和 8 年度も同事業の実施を予定していることから、令和 6 年度から令和 8 年度の 3 か年分を含めて企画提案すること。ただし、本公募の採択者に継続して契約することを保証するものではない。

3 応募資格

次の要件を全て満たす民間事業者（NPO 法人、一般財団法人、一般社団法人等を含む。）又は複数の民間事業者からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県内に本社、又は事業所を有する者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか 1 事業者がこの要件を満たすこと。
- (2) 沖縄県内で準要保護世帯等に対する支援等実績がある者。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか 1 事業者がこの要件を満たすこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。また、同条第 2 項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 本事業の企画提案公募参加申込書を提出した者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか 1 事業者がこの要件を満たすこと。
- (6) 暴力団体又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (7) コンソーシアムの場合は、(1)から(6)のほか以下の要件を全て満たすこと。
 - ① コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加していないこと。
 - ② コンソーシアムの構成員が単体として重複参加していないこと。
- (8) 令和 6 年 4 月 1 日から教室等の開所ができること（実施体制、運営場所の確保等）。

4 応募手続及びスケジュール

令和 6 年 2 月 27 日（火） 企画提案公募及び質問受付開始
令和 6 年 3 月 1 日（金）12 時必着 質問事項受付締切

令和6年3月6日（水）16時必着 参加申込締切
令和6年3月8日（金）16時必着 企画提案書提出締切
令和6年3月14日（木）※予定 選定審査会
令和6年4月1日（月）※予定 選定結果通知及び見積提出・契約締結予定

(1) 質問事項受付期間

① 受付期間

公募開始から令和6年3月1日（金）12時まで（必着）

② 質問方法

【様式7】「質問書」に記入し、Eメールにより提出すること（必ず受信確認を行うこと）。

③ 質問に対する回答

質問のあった事項については、随時、子ども未来政策課ホームページに掲載する。

（最終回答は令和6年3月5日（火）17時までに行う予定。）

(2) 企画提案公募参加申込

① 申込期限

令和6年3月6日（水）16時必着

② 提出書類

企画提案公募参加申込書【様式1】… 1部

③ 提出方法

持参、郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）

④ 提出先

沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課（県庁3階）

※企画提案公募参加申込書を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たしません。

(3) 企画提案書の提出

① 提出期限

令和6年3月8日（金）16時必着

② 提出書類

- ア 企画提案応募申請書 …… 【様式2】
- イ 企画提案書 …… 【様式は任意】
- ウ 経費見積書 …… 【様式3】
- エ 会社概要 …… 【様式4】
- オ 実績書 …… 【様式5】
- カ 誓約書 …… 【様式6】
- キ コンソーシアム協定書（コンソーシアムの場合に限る）… 【様式は任意】

※ウの明細（任意様式）を別途添付すること。

※コンソーシアムの場合、エ～カについては構成員ごとに作成すること。

③ 提出部数

キは1部、その他については各8部（正本1部、副本7部）

④ 提出方法

アからカまではセットにして左端をホチキス等で綴り（A4長辺側を穴開け）、キは別綴りとする。持参又は郵送により提出するものとし、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとること。

⑤ 提出先

沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課（県庁3階）

※送付先は「11 提出、問合せ先」を参照

5 企画提案書の作成方法

企画提案書（任意様式）は、A4・20ページ以内とし、片面印刷とすること。

企画提案書には、別添「沖縄県子育て総合支援事業（小中学生・広域複合型教室（北部圏域））業務委託に係る企画提案仕様書」の「7 委託業務の具体的内容」を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。

(1) 企画提案の概要について

(2) 事業実績について（県内での学習支援や準要保護世帯に対する支援等の実績）

(3) 具体的な支援内容について

① 学習支援

ア こどもの学力等にあった支援方法について

イ こどもの学習意欲を向上させる体験プログラム等について

ウ 高校進学等を控えた子どもに対する支援について

エ 対象人数や実施日、時間等について

② 養育支援等

ア 支援対象の親等に対する養育支援について

イ その他の支援を希望する世帯の相談や支援、アウトリーチについて

③ 付帯事業等

ア 本事業の効果を高める保護者・子ども同士の交流、体験プログラム等について

イ 高校進学後をフォローする仕組みについて

(4) 学習支援会場、実施体制や業務スケジュール等

① 学習支援会場の場所や通学の工夫等について

② 実施体制や関係機関との連携について

③ 事業スケジュールについて

④ その他（必要に応じて作成ください）

6 選定審査会（プレゼンテーションによる審査を予定）

(1) 審査方法

県に設置する企画提案選定審査会において、提案内容や経費等について審査を行い、優れた提案者を上位として委託契約候補者の順位を決定する。

(2) プレゼンテーション

- ① 提出した企画提案書に基づき説明すること。
- ② 会場への入場者は3名以内とし、各々20分間（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）でプレゼンテーションを行う。なお、応募状況によって各々の持ち時間を変更する場合がある。
- ③ プレゼンテーションを行う日時等については、後日正式に通知する。
- ④ その他参加申込状況などによっては、プレゼンテーションによる審査を行わず、書面審査にて優れた提案者を上位として委託契約候補者の順位を決定する場合がある。

7 企画提案に係る留意事項

- (1) 企画提案は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返却しない。
- (2) 虚偽の記載又は予算額を超えた企画提案は、無効とする。
- (3) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案は、無効とする。
- (4) 企画提案書の作成に要する費用等、企画提案に要する経費については、提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本企画提案における選定作業以外には使用しない。
- (6) 企画提案にあたって、企画提案書等に連携先等の具体的な法人名称を使用する場合は、企画提案者が、当該法人等から了承を得ること。
- (7) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約を保障するものではない。
- (8) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。

8 委託候補者の選定方法

企画提案を行う応募事業者が多数の場合は、選定審査会に先立ち一次審査（書面審査）を行い、上位3者程度を選定する。

その後、県が設置する選定審査会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等について審査を行い、本事業の優先交渉の順位を決定し、当該第1位である法人等と本事業の委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至った場合は、当該法人等と委託契約を締結する。

ただし、優先交渉順位第1位の法人等との協議が合意に至らなかった場合は、次順位の法人等と委託契約に関する協議を行う。

9 結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して文書で通知する。

10 契約締結時の留意事項

(1) 契約締結の手続

- ① 委託候補者を決定したときは、県は、改めて業務仕様書を作成し、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）に定める随意契約の手続により、委託候補者から見積書を取り、予定価格の範囲内であることを確認した上で委託契約を締結し、契約書を交わすものとする。
- ② 委託契約の締結時に行う業務仕様書に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付すること。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部の納付を免除することがある。

11 提出、問合せ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁3階）

沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課

担当：新崎、宮城、糸満

TEL 098-866-2100 / FAX 098-869-5146

E-mail : aa031607@pref.okinawa.lg.jp